

7 唐辛子加工品

商品名：徳島県産唐辛子の辛薬味(瓶詰)

名称

「唐辛子加工品」、「そうざい」などと食品の内容を表す一般的な名称を表示します。一般的な名称ではない商品名を名称として表示することは適切ではありません。

原材料名

原材料に占める重量の割合の高い順に最も一般的な名称で表示します。

原料原産地名

重量割合が上位1位の原材料に表示をします。原材料名欄に表示をする場合は、対象の原材料の後に括弧を付して表示します。
対象の原材料が唐辛子などの生鮮食品の場合は原産地を表示します。原材料が国産品であるものは国産である旨を、輸入品であるものは原産国名を表示します。国産品の場合、国産である旨にかえて、「徳島県産」など都道府県名その他一般に知られている地名の表示が可能です。
複数の原産地の原材料を混合して使用している場合は、原産地を重量の割合の高いものから順に表示します。

(参考)

鰹節などの加工食品の場合は、「国内製造」、「徳島県製造」等と製造地を表示します。なお、中間加工原材料の原料の原産地が生鮮原材料までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「鰹節(かつお(国産))」などと当該加工食品の原材料の生鮮食品の原産地を表示することができます。

添加物

添加物に占める重量の割合の高い順に添加物の物質名を表示します。添加物は物質名で表示することが原則ですが、酸味料は物質名に代えて、一括名により「酸味料」と表示することができます。

着色料は「着色料(カラメル)」、「着色料(カラメル色素)」などと用途名の後に括弧を付して物質名を表示します。また、カラメル色素のように添加物の表示に「色」の文字を含む場合、用途名の「着色料」を省略でき、「カラメル色素」と表示できます。

添加物は添加物欄を設けて表示したり、原材料名欄にスラッシュ(/)や改行などで区分して表示します。この表示例では、原材料と添加物をスラッシュ(/)の記号により区分しています。

* 調味料の表示について

調味料として使われる添加物は、物質によりアミノ酸、核酸、有機酸、無機塩に分類されます。L-グルタミン酸ナトリウムはアミノ酸に、5'-イノシン酸ナトリウムは核酸に分類されます。アミノ酸のみ使用している場合は「調味料(アミノ酸)」、核酸のみ使用している場合は「調味料(核酸)」と表示します。アミノ酸と核酸など複数を使用している場合は、主として構成されるものに等を付して「調味料(アミノ酸等)」、「調味料(核酸等)」などと表示をしています。

アレルギー

特定原材料等が原材料、添加物に含まれている場合は、アレルギー表示を行います。一括表示*をする場合は、原材料名の文字の後に「(一部に○○・△△を含む)」と表示します。原材料名や代替表記等で表示されているものを含めて、製品に含まれている全ての特定原材料等を表示します。

表示例では原材料名に「ごま油」の表示がありますが、「(一部に小麦・ごま・大豆を含む)」と「ごま」についても表示をしています。

* 個別表示と一括表示

アレルギーの表示には原材料名欄に個別に表示する「個別表示」と原材料名欄の最後にまとめて表示する「一括表示」があります。「個別表示」が原則ですが、表示面積に限りがあり、文字数を減らさないと表示が困難な場合など個別表示により難しい場合や馴染まない場合は、一括表示をすることが可能です。なお、一括表示と個別表示を組合わせて表示することはできません。

徳島県産唐辛子80%使用(唐辛子に占める割合)

| | |
|---------|--|
| 名 称 | 唐辛子加工品 |
| 原 材 料 名 | 唐辛子(徳島県産、○○県産)、鰹節、みりん、醤油、ごま油、酒/調味料(アミノ酸等)、酸味料、酒精、カラメル色素、(一部に小麦・ごま・大豆を含む) |
| 内 容 量 | 75g |
| 賞 味 期 限 | 令和3年10月 |
| 保 存 方 法 | 直射日光・高温多湿を避けて保存 |
| 製 造 者 | 株式会社○○ 徳島県○○市○○町○-○-○ |

製造所 株式会社○○ ○○工場
徳島県△△市△△町△-△-△

開封後は冷蔵庫(10℃以下)で保存し、お早めにお召し上がりください。

内容量

調理食品のうち缶詰及び瓶詰は計量法上の特定商品となるので、内容重量(g又はkg)により表示します。

期限表示

品質が急速に劣化しやすい食品には「消費期限」を、それ以外の比較的劣化しにくい食品には「賞味期限」を表示します。

製造又は加工した日から賞味期限までの期間が3か月を超える場合は、期限を年月で表示することができます。この期限は記載した保存方法で保存した場合の期限です。

保存方法

「10℃以下で保存」、「直射日光・高温多湿を避けて保存」など、流通、家庭等において可能な保存の方法を、読みやすく、消費者が理解しやすいような用語で具体的に表示します。

開封前は常温で、開封後は冷蔵で保存するなど、開封後に保存方法を変更することが望ましい食品については、「開封後は10℃以下で保管してください。」などと開封後の取扱方法を表示することが望ましいです。保存方法とは異なるものであることが明らかになるよう一括表示枠外に表示するか、一括表示枠内に表示をする場合は「使用上の注意」等の事項名を記載してください。

製造者(表示内容に責任を有する者)

製造者が表示内容に責任を有する場合、製造者の氏名又は名称と消費者等の製品に対する問合せ等に応答できる住所を表示します。容器包装の表示面積、形態等から判断してやむを得ない場合は、「株式会社」を「(株)」等と略記して差し支えありません。

製造所

事務所と工場が別の場所にあるなど、問い合わせに応答できる場所と製造場所が異なる場合は、製造所として製造場所の住所の表示が必要です。

製造所は、製造者に近接して表示します。また、製造所を一括表示枠内に表示できます。製造所に代えて「製造場所」などの製造した場所がわかるような事項名にすることができます。また、製造者と製造所の名称が同じ場合は、製造所の名称は省略できます。

特色のある原材料の表示

商品に「徳島県産唐辛子の辛薬味」のように表示する場合、同種の原材料に占める割合が100%の場合を除き、使用割合の表示が必要です。

使用割合は次のいずれかで表示します。

- ①特色のある原材料の製品に占める重量の割合
- ②特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める重量の割合(この場合、同一の種類の原材料に占める重量の割合である旨を表示します。)

特色のある原材料に該当するもの

| | |
|---------------------|-------------------|
| 特定原産地のもの | ・ 徳島県産唐辛子使用 |
| 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品 | ・ 有機唐辛子使用 |
| 非遺伝子組換えのもの等 | |
| 特定の製造地のもの | ・ 徳島県で製造したしょうゆを使用 |
| 特別な栽培方法により生産された農産物 | ・ 特別栽培らっきょう使用 |
| 品種名等 | |
| 銘柄名、ブランド名、商品名 | |
| ・ なるど金時使用 | |

